

備南水道企業団発注工事への現場代理人及び技術者等の配置について

令和2年10月15日

備南水道企業団

公共工事においては、現場代理人のほか、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置が必要となります。また、建設業法上、建設業者は営業所ごとに、かつ、許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。以下の内容は、備南水道企業団が発注する建設工事における現場代理人等に関する留意事項です。

1 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

特別な資格は要しませんが、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

(1) 工事現場への常駐

備南水道企業団工事請負契約約款（以下「約款」という。）により、工事現場に常駐することを義務付けています。

ここにいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、現場代理人は、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(2) 常駐義務の緩和措置について

次のいずれかに該当する場合、監督員との協議により現場代理人の常駐義務を緩和できる場合があります。この場合、専任を要しない他の工事へ主任技術者等、配水管技能者及び水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会修了者（以下「技術者等」という。）として配置することができますが、新たに配置される他の工事の履行期限（検査合格までに見込まれる期間等を含む。）が常駐を要しない期間の範囲内であることが条件となります。

ア 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されていない場合

イ 約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している場合

ウ ポンプ、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている場合

エ その他工事現場において作業等が行われていない場合

(3) 現場代理人の兼任

現場代理人は、常駐を要することから、次のア（ア）又は（イ）の場合を除き、他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

ア 現場代理人の兼任を認める場合

(ア) 次の全ての要件を満たす場合

- a 兼任することとなる工事（当企業団が発注する工事に限る。）の件数が3件以内であること。
- b 兼任することとなる各々の工事の当初請負金額が1,000万円未満であること。
- c 現場代理人と技術者等を兼務していないこと。
- d 特記仕様書に「現場代理人の兼任を認めない」旨の記載がないこと。
- e 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- f 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐できること。
- g 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

(イ) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で、当企業団が認める工事（諸経費調整対象工事）である場合

兼任できる工事件数及び当初請負金額に制限を設けません。

イ 国、県又は市町村が発注する工事等との関係

国、県又は市町村が発注する工事の現場代理人が新たに当企業団発注工事の現場代理人と兼任はできません。また、当企業団発注工事の現場代理人が新たに国、県又は市町村が発注する工事の現場代理人と兼任はできません。

ウ 兼任要件を満たさなくなった場合等の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、兼任を認めないため、受注者は速やかにいずれか一

方の工事に別の現場代理人を選任し、当企業団に届け出なければなりません。

(ア) アの(ア)の要件を満たさなくなった場合

(イ) 安全管理不徹底、現場体制不備等により事故が発生した場合

2 主任技術者（建設業法第26条第1項）、監理技術者（建設業法第26条第2項）

及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項）

建設工事の適正な施工のため、工事現場には、請負金額の大小、元請、下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を配置しなければなりません。ただし、予定価格が8,000万円以上又は下請金額の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、監理技術者を配置しなければなりません。また、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合にも、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

公共工事の現場に専任で配置される監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者でなければなりません。

(1) 主任技術者等の専任

請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置される主任技術者等は、契約期間中、工事現場ごとに専任となります。

(2) 主任技術者等の専任免除

次のいずれかに該当する場合は、監督員との協議により主任技術者等の工事現場への専任が免除されます。この場合、専任又は常駐を要しない他の工事へ主任技術者等として配置することができますが、新たに配置される他の工事の履行期限（検査合格までに見込まれる期間等を含む。）が専任を要しない期間の範囲内であることが条件となります。

ア 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されていない場合

イ 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している場合

ウ ポンプ、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般に

ついて、工場製作のみが行われている場合

エ その他、工事現場において作業等が行われていない場合

(3) 監理技術者の兼任

兼任する工事それぞれに「監理技術者を補佐する者※」を専任で配置した場合、監理技術者は2件まで兼任が可能となります。ただし、主任技術者は兼任ができません。

※ 監理技術者を補佐する者…配置される工事の業種について①②のいずれかに該当する者

① 一級の第一次検定に合格し、かつ、主任技術者になることができる者

② 特定建設業の営業所専任技術者になることができる者

(4) 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

また、次のいずれかに該当する工事の主任技術者等は、入札の申込日（開札日）又は変更日以前に3か月以上の継続した雇用関係があることが必要です。

ア 請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事

イ 同一の人物が現場代理人と主任技術者等を兼務した工事

(5) 近接工事における主任技術者等の配置

ア 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で当企業団が認める工事（諸経費調整対象工事）の場合、同一の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、この取扱いは、専任の監理技術者には適用されません。

イ 専任の監理技術者の場合、2件以上の工事を兼任することは認められていませんが、次の全てを満たす場合は、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

(ア) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。

(イ) それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）

3 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに一定の要件を満たす技術者を、営業所ごとに専任で配置しなければなりません。営業所の専任技術者は、所属営業所に常勤して専らその職務に従

事することとされていますので、原則として工事現場に配置することはできません（技術者としてばかりでなく一般作業員としても配置することはできません。）。ただし、特例として、次の全てを満たす工事については主任技術者等になることができますが、この場合でも現場代理人になることはできません。

- (1) 主任技術者等の専任を要しない工事であること。
- (2) 当該営業所において契約を締結した工事であること。
- (3) 主任技術者等として工事現場の職務に従事しながら当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡が取れる体制にあること。

4 配水管技能者及び水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会修了者

（備南水道企業団送水管布設工事の施工技術の確保に関する規程第3条）

発注業種が水道施設工事（送・配水管布設工事に限る。）の場合、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿（耐震又は大口径管）に登録された者（配水管技能者）又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会を修了した配水管技能者（ポリ管技能者）（以下「配水管技能者等」という。）を契約締結時に配置しなければなりません。また、口径400ミリメートル以上の送水管の接合工を要する工事については、大口径管の資格を有する配水管技能者を契約締結時に配置しなければなりません。

(1) 役割

送水管の布設、移設、修繕及び撤去の工事並びに弁栓類の設置工事は、配水管技能者が送水管接合作業時に立ち会わなければなりません。

水道配水用ポリエチレン管の接合工を要する工事現場には、ポリ管技能者が接合作業時に立ち会わなければなりません。

(2) 配水管技能者等と現場代理人

配水管技能者等は、現場代理人と兼務することができます。ただし、他の工事の現場代理人と兼務することはできません。

(3) 配水管技能者等と主任技術者等及び営業所専任技術者

配水管技能者等は、同一工事であれば主任技術者の専任、非専任を問わず兼務するこ

とができます。また、営業所専任技術者は、営業所の職務を適正に遂行できる場合は、配水管技能者等となることができます。

5 配置（予定）技術者等の届出

一般競争入札（条件付）にあつては入札参加資格審査申請時に（1）及び（2）を、指名競争入札等にあつては現場代理人等届出書提出時に（1）から（3）までを事務課へ提出してください。

（1）資格を証明するもの

【主任技術者】（次のいずれかの資料を提出）

- ・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
- ・実務経験証明書又は直近の経営規模等評価申請時に使用した技術職員名簿の写し

【監理技術者】

- ・監理技術者資格者証の写し（表・裏）
- ・監理技術者講習（登録講習）修了証の写し

【監理技術者補佐】

- ・管理技術者補佐の資格を証明するものの写し

【配水管技能者】

- ・配水管技能者登録証の写し

【ポリ管技能者】

- ・水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証の写し

（2）直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

- ・健康保険被保険者証の写し

（3）経歴を証明するもの

- ・経歴書

6 技術者等を配置できない場合

現場代理人、主任技術者等、配水管技能者等（配水管技能者等については、発注業種が水道施設工事（送・配水管布設工事に限る。）の場合）を配置できない場合は、開札執行までに入札を辞退してください。落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいない

ことを理由に入札参加資格審査で失格となった場合、落札者となったにもかかわらず、現場代理人及び技術者等がないことを理由に契約が締結できない場合などにおいては、指名停止措置の対象となりますので、十分に注意してください。

7 技術者等の変更

技術者等の変更については、建設工事の適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則として工期途中での変更を認めていません。

(1) 主任技術者等

入札参加資格審査申請時点から変更を認めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件等に適合している等）以上に確保されていれば技術者等を変更できるものとしています。

ア 死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等真にやむを得ない場合

イ 一つの契約工期が多年に及びダム等の大規模な工事

ウ 請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）未満の工事で、かつ交代の時期が工程上の一定の区切りであるなど、工事の施工に支障がないと認められる場合

エ 工場製作を必要とする工事において、入札公告で工場製作期間中における技術者の変更を認める定めがある場合

オ 「監理技術者を補佐する者」を専任で配置し、主任技術者から監理技術者に変更する場合

※ 変更後に同一人物が現場代理人と主任技術者等を兼務する場合又は請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事の場合は、変更日時点で3か月以上の継続した雇用関係が必要になります。

(2) 配水管技能者等

次のいずれかに該当する場合は、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件等に適合している等）以上に確保されていれば技術者等を変更できるものとしています。

ア 死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等真にやむを得ない場合

イ 請負金額が2,500万円未満の工事で、かつ交代の時期が工程上の一定の区切りであるなど、工事の施工に支障がないと認められる場合